

## 筑前町共催、後援及び名目後援に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校、ボランティア団体又はその他の団体（以下「団体等」という。）の行う事業に対し、町が共催、後援又は名目後援（以下「後援等」という。）の承認を行う場合の基準及び手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等が主催する事業等に対して、町がその趣旨に賛同し、共に事業等の主体となって共同で行うこと。
- (2) 後援 団体等が主催する事業等に対して、町がその趣旨に賛同し、人的、物的又は金銭的な支出等を伴い支援すること。
- (3) 名目後援 団体等が主催する事業等に対して、町がその趣旨に賛同し、いずれの支出等も伴わず、奨励の意を表すること。

### (対象となる団体等)

第3条 後援等を申請することのできる団体とは、町内外を問わず、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (4) 社会教育関係団体
- (5) 新聞、通信、放送、映画及び学術研究機関等
- (6) その他特に町長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体については、後援等の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

### (申請)

第4条 後援等の申請をしようとする団体等（以下「申請者」という。）は、筑前町後援等申請書（様式第1号）に、事業計画書、事業予算書その他の必要な書類を添えて、原則として開催日の1月前までに町長に申請しなければならない。

### (承認)

第5条 前条の規定による申請があった場合、町長は、次の各号に掲げる基準に基づき当該申請に係る内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、後援等可否決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。この場合において、必要に応じて関係書類の提出を求め、承認に当たっては条件を付することができる。

- (1) 事業の目的、内容及び主催者が明確であること。
  - (2) 事業の目的及び内容が町行政の運営に寄与し、かつ、公益性があること。
  - (3) 事業の目的が営利、商業宣伝、勧誘等でないこと。
  - (4) 町内又は近隣の地域で開催されること。
  - (5) 公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分に講じられていること。
  - (6) 特定の政党その他の政治団体又は特定の宗教、宗派、教団等の利害に関する事業でないこと。
  - (7) 暴力行為、迷惑行為等のおそれがない事業であること。
  - (8) その他町長が特に必要があると認めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、次条第2項の規定により後援等の承認を取り消された日から3年を経過していない団体等が行う事業については、後援等の承認をしない。

(内容変更の届出及び後援等の取消し)

第6条 後援等の承認を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、次の各号のいずれかの場合に後援等の承認を取り消すことができる。
- (1) 前項の規定による届出を怠った場合
  - (2) 申請者が第3条第2項各号に掲げる団体であることが判明した場合
  - (3) 申請内容と実際に行う事業内容に虚偽又は著しい相違がある、又はあったことが判明した場合
- 3 前項の規定により後援等の承認を取り消した場合において、当該承認を取り消された団体等に損害が生じた場合にあつては、町はその責めを負わない。

(報告書の提出)

第7条 後援等の承認を受けた者は、事業終了後速やかに事業報告書(様式第3号)に関係資料を添えて、町長に報告しなければならない。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、後援等に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に申請があつたものについては、なお従前の例による。